

意見書

2008年6月23日

総務省 情報通信政策局  
放送政策課 御中

〒107-8077

とうきょうとみなとくきたあおやま  
東京都港区北青山2-5-1

いとうちゅうしょうじ  
伊藤忠商事(株)

メディア事業部門 部門長

執行役員 高田 和昭

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会報告書（案）」に関し、  
別紙のとおり意見を提出させていただきます。

携帯端末向けのマルチメディア放送サービス(以下、「本メディア」という)を2011年7月に速やかに立上げ、新たな産業として適切に発展させる為に、新規参入者(V-High)の観点から以下の通り意見を提出させていただきます。

頁	行	意見の対象となる該当箇所	意見
1 頁	19-22 行	(通信・放送法制の全体の見直し)	情報通信法(仮)の制定は、50余年に亘る法制度の抜本的な見直しであり、通信と放送が本格的に連携したサービスとして、本メディアがその先例・成功事例となる事を期待したい。
4 頁	6 行	(ガードバンド 2.5MHz)	サービスの実施時においては、可能な限りこの2.5MHzが利用可能となる様に自営通信側と再度調整が必要と考えられる。
8 頁	20-21 行	「ストリーム型(リアルタイム型)とファイル型」で送信するような態様についての期待	ユーザーの利便性を最大限考え、本メディアは「ファイル型サービス」を特徴とするものとする。
11 頁	21-22 行	ISDB-T 系の技術方式とすべき	現在、1億加入を超える携帯電話ユーザーに対し、その約3割がワンセグ対応端末である。ワンセグとの共用端末でサービスを提供する事は本メディアの普及において必須条件と考え賛成である。
16-頁	30~行	「開始5年後90%以上の世帯カバー率を実現すること」	今回の割当周波数が「放送」であり、「あまねく受信できるように努める」べきである事は理解するが、マルチメディア放送は携帯電話端末が主たる受信機と想定されることより、世帯カバー率がどの程度有効な指標であるかは再検討すべきである。又、事業性も考慮した場合に免許条件のような法的拘束力を持つ形ではなく、弾力性を持ったものとしていただきたい。
19 頁	12-13 行	SFN を用いて単一のチャンネルのみを用いる方法	V-HIGH は 14.5MHz と狭い帯域幅であり、ファイル型サービスが本メディアの特徴の一つと位置づけると可能な限り高速で大容量のコンテンツを提供する事が前提となり、SFN での置局とする事に賛成である。しかしながら世帯カバー率を確保するために複数のチャンネルが必要になった場合として「割り当てた周波数の分割」、「免許の取り消し」が言及されているが、これを条件とすることにより事業参入障壁

			とならないように別途記載されている「周波数割り当ては一定程度の余裕を見越して行う」ことに賛成である。
21 頁	6-7 行  27-28 行	携帯電話端末へのアンテナの内蔵に難点がある  「全国向け放送」については V-HIGH を、「地方ブロック向け放送」については V-LOW を割り当てる	2011 年のサービス開始までの準備期間が 3 年と短い事もあり、「全国向け放送」の受信端末は携帯電話が主軸となると想定される。従って、使用周波数帯域は、携帯電話端末へのアンテナの内蔵が可能な、V-HIGH が適当であり、賛成である。 一方、同一技術方式の利用により、端末内で相互に連携するサービスも考えられ、V-LOW との共用端末に関しては、技術的課題の解決について今後も検討を進めていただきたい。
23 頁	11-12 行	置局について事業者の創意工夫に委ねることが適当と考えられる	置局については、経済合理性を考慮の上、事業者の創意工夫に委ねることが重要であり賛成である。
27 頁	22-23 行  27-28 行	1 のソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域幅を割り当てる  複数のソフト事業者（例えば 2～4 事業者程度）を前提	リアルタイム型とファイル型を複合的に提供する等放送に求められる多様性を実現する上でソフト事業者に「まとまった周波数帯域幅を割り当てる」ことは重要と考える。 又、本メディアの中核サービスと位置づけられる高速・大容量ファイル型サービスの実現をする為にも、最大でもソフト事業者は、2 事業者としていただきたい。
29 頁	13 行	ハード事業者の数を 2 とする	周波数の有効活用並びに設備投資の重複回避の為に、ハード事業者の数は 1 でよいと考える。
	30 行	ハード・ソフト分離制度の導入	仮にハード・ソフト分離となった場合にも、「ハード事業者は一定の条件の下でソフト事業者となれるように措置すること」は、必須と考える。

30 頁	29 行	NHK が有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用	放送技術における NHK の資産、新メディア立上げの為のノウハウの活用は極めて重要であり、本メディアにおいても同様であり賛成する。
31 頁	24-25 行	基本的には緩和の方向とすることが適当	「マスメディア集中排除原則」の緩和は賛成である。
32 頁	19 行	携帯電話事業者による出資について特段の制限を設ける必要はない	携帯端末普及の観点からも本メディアにおける携帯電話事業者の役割は大きく、賛成である。
33 頁	8 行	従来 of 放送と同様のものを基本とし	本メディアは、新しいメディアであることから、「従来」に拘らず番組規律についても最小限に止めるべきである。
35 頁	10 行 12-14 行	原則として事業者に委ねることが適当  事業者選定の比較審査の際に、一定程度の無料放送を確保する者を優遇する等の仕組みを検討することも考えられる	新しいメディアであることもあり、無料放送における事業性については、十分な検討が必要である。従って、無料放送の部分をどの程度確保するかについては、記載されている通り「事業者に委ねること」として戴きたい。  事業選定の比較審査において「無料放送を確保する者を優遇する」ことは、事業性に大きく影響する事であり、審査基準の設定にあたっては十分な配慮を戴きたい。
36 頁	1 行	特定の携帯電話事業者の利用者に限定して	受信機普及の観点から、技術方式を 1 つとした上で、最終的にはキャリア・フリーとなる事が重要と考える。
39 頁	14-15 行	同一の技術方式を用いること	

41～43 頁		(3) 国内企画の統一の要否	<p>前述のハード事業者数に対する考え、受信端末の低廉化や普及等から総合的に判断すると、国内規格を統一した方が、本メディアの普及が促進されると考えられる。事業開始までの時間的猶予がないこともあり、早期に、国内規格を統一する方向で方針決定をいただきたい。</p>
45 頁	20-21 行	<p>複数の技術方式を国内規格とする場合には、①～④を中心として要求条件を設定</p>	<p>情報通信審議会に検討を委ねる事に異論は無いが、あくまで「1つの国内規格の決定」を前提として、①～④の条件を元にどの技術方式にするかを審議すべきである。又、他メディアとのシームレスな利用を確保することも重要な要素である。尚、複数の技術方式を容認する事は、既に③ア、④に合致せず、又③イ・ウもその進展を鈍化させている事と考える。</p>
46 頁	7-8 行	<p>2009 年中に条件整備、2010 年半ばを目処に事業者確定</p>	<p>関係法令との整合性の検討や制度整備等の為にある程度の時間を有する事は理解するが、2010 年半ばの事業者選定となると、2011 年のサービス開始までの準備期間が1年に満たない事を意味する。選定前に先行負担できる範囲は限られており、可能な限り前倒しで進めて戴く事を強く希望する。</p>
その他		<p>通信、放送以外の関係法令の整備</p>	<p>本メディアは、有料・無料、ストリーム型・ファイル型等、サービス形態が複合化する。ユーザーにはサービスやコンテンツそのものが重要であり、新しいサービスが柔軟に展開できる様、特に著作権上の整備等を希望する。</p>

以上